

平成29年度高知市公害対策審議会(第1回)

議題:高知市公害防止条例施行規則の一部改正について

高知市役所
環境部環境保全課
H30.2.19(月)

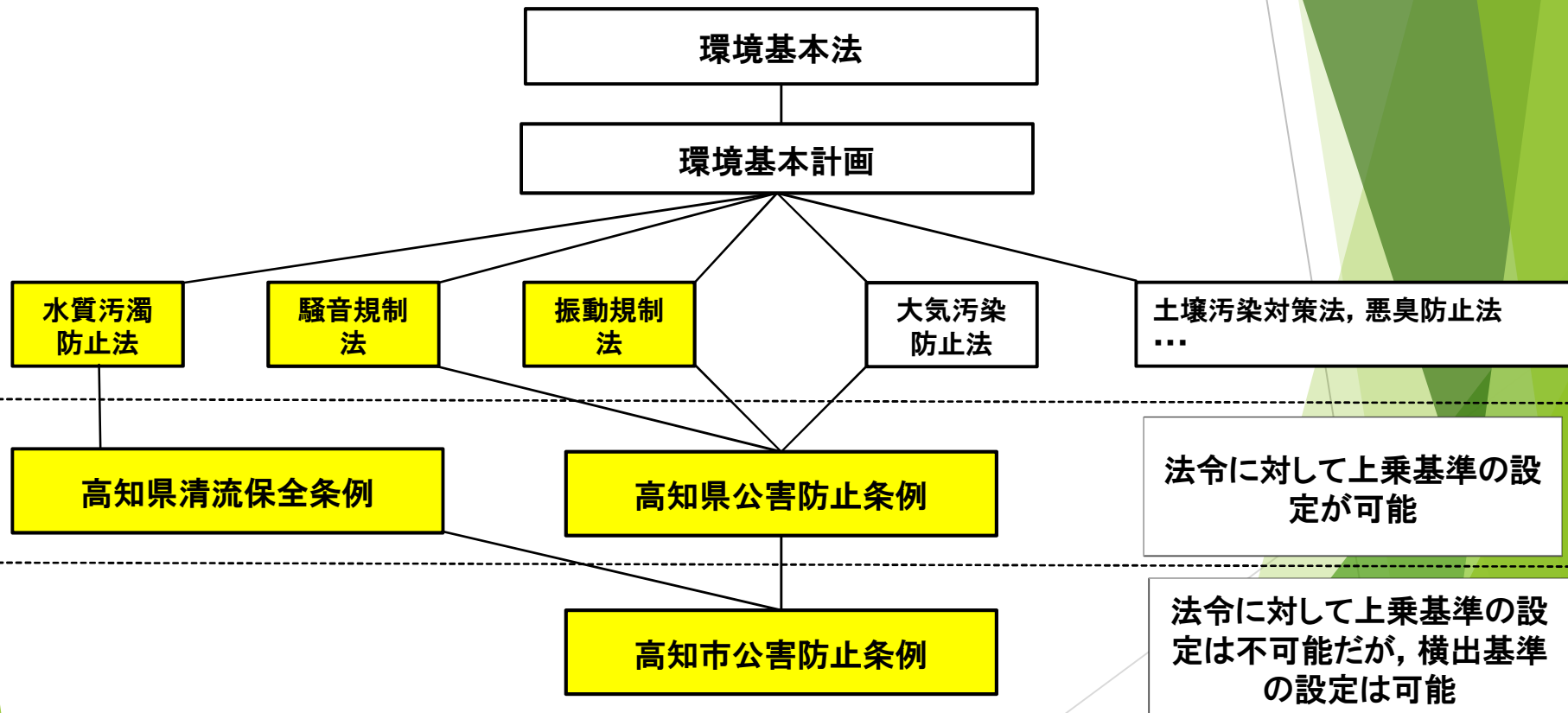
目次

- 1 環境法令との関連について
 - 1-1 横出規制, 上乘規制
- 2 高知市公害防止条例について
 - 2-1 規制対象工場等
 - 2-2 日本標準産業分類について
 - 2-3 規制基準値

- 議題1 別表1改正
- 議題2 別表4改正

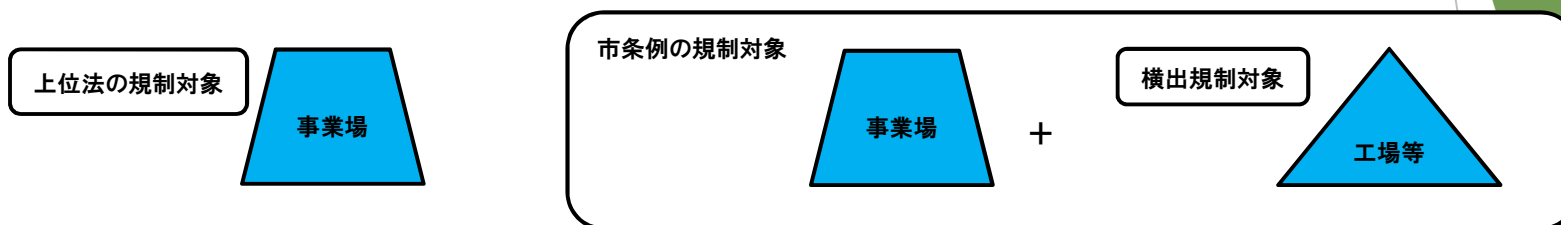
1 環境法令との関連について

<法令体系図>

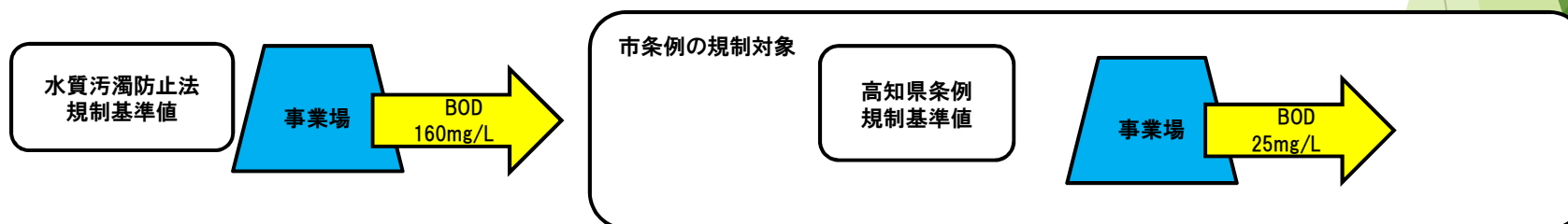


1-1 横出規制, 上乘規制

横出規制: 上位法では規制対象外である業種等を地方公共団体独自で規制対象とする規制



上乘規制: 上位法で規制対象である業種等に適用される規制基準値に, より厳しい基準を適用する規制



2 高知市公害防止条例について

<制定目的>

全ての市民の生活環境を保全するため、事業活動に伴う公害を厳しく防止し、将来の世代のために良好な環境を確保しこれを向上、継承していくため昭和50年7月に制定

適正な施行のため、規制対象業種や規制基準値を施行規則で規定

2-1 規制対象工場等

各環境法令及び高知県条例を受けて、以下の規制対象工場等を規定し、工場等に規制基準を設定している。(施行規則別表1～別表4参照)

<規制対象工場等>

別表1の1・・・ 工場等(床面積の合計が50m²を超えるもの)(高知市横出規制)

別表1の2・・・ 冷暖房機等の施設を有する業のもの(高知市横出規制)

水質汚濁防止法施行令第1条に規定する施設

騒音規制法施行令第1条に規定する施設

高知県公害防止条例施行規則第2条の別表第1の第2号に規定する施設(上乘規制)

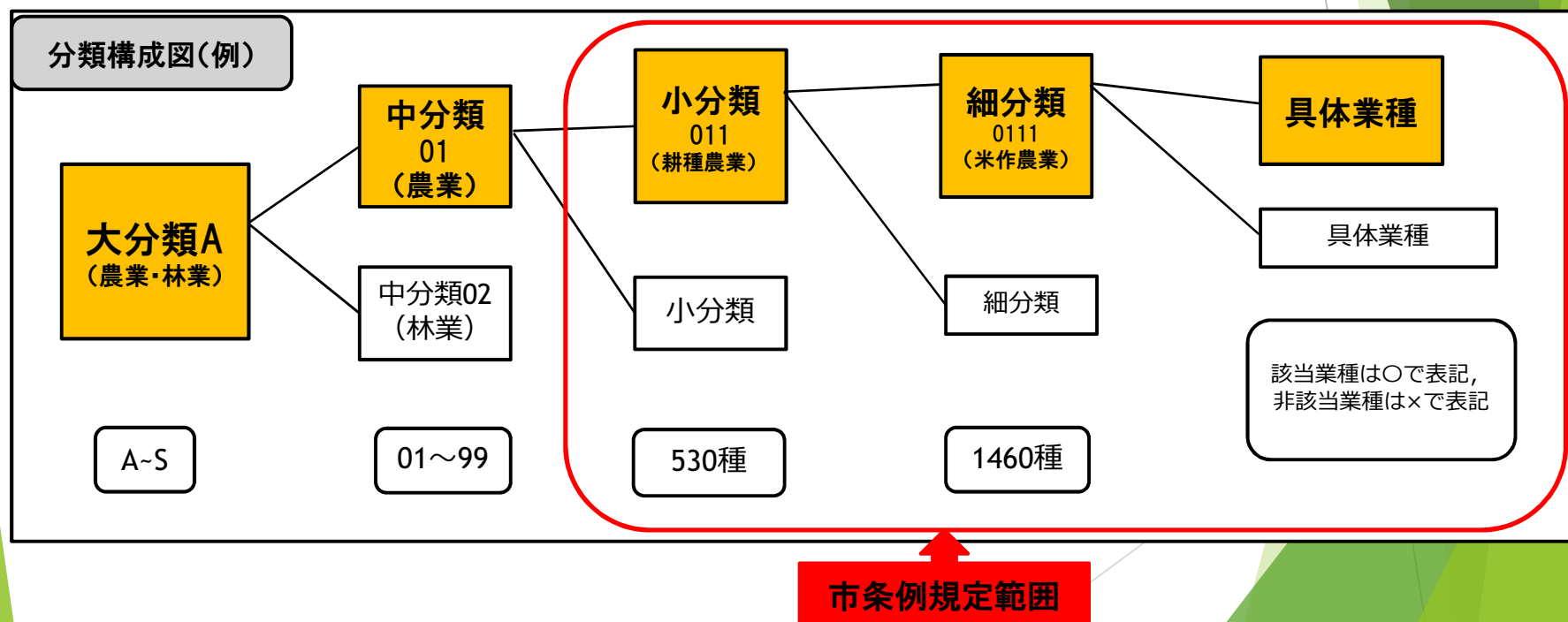
・・・

公害を発生するおそれがある工場等を網羅的に規制する目的で、日本標準産業分類の小分類を参考に対象業種を規定

2-2 日本標準産業分類について

＜日本標準産業分類の体系＞

全ての経済活動を産業別に分類し、統計的処理を行う目的で総務省により定められた昭和24年の設定以降、概ね5年程度の間隔で改訂を実施。



2-3 規制基準値

<規制基準値>

別表2・・・騒音に係る規制基準(騒音規制法に準拠)

別表3・・・振動に係る規制基準(振動規制法に準拠)

別表4の1・・・排水に係る規制基準のうち人の健康の保護に係る項目
(水質汚濁防止法に準拠)

別表4の2・・・排水に係る規制基準のうち生活環境の保全に係る項目
(水質汚濁防止法に準拠, 一部高知県清流保全条例による上乘規制)

別表4の3・・・排水に係る規制基準のうち江ノ口川, 久万川, 鏡川, 竹島川及び堀川水域の新設に係る排水基準(高知県清流保全条例による上乘規制)

横出規制で対象業種を規定, 上乘規制で排水の規制基準を適用

議題1 別表1改正

<改正点>

日本標準産業分類(平成25年10月改定版)に準拠し改正

- ・ 小分類番号及び小分類名称の改正
- ・ 細分類の変更及び細分類業種の新設及び廃止を反映し改正
- ・ 日本標準産業分類(平成25年10月改定版)への準拠を明記

<例外>

- ・ コンビニエンスストアについては、近年の高知市内の苦情等発生状況、及び他自治体の条例等の規定状況を勘案し、対象外とする

議題1 別表1改正

<新旧対照表(一部抜粋)>

<改正後(案)>			<改正前>		
別表1 1 次の業の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートルをこえるもの(日本標準産業分類小分類番号については、平成25年10月改定版に準拠する)			別表1 1 次の業の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートルをこえるもの		
番号	日本標準産業分類小分類番号	業種(細分類)	番号	日本標準産業分類小分類番号	業種(細分類)
73	218 (骨材・石工品等製造業)	(新設) 再生骨材製造業 他は旧と同業種	82	258 (骨材・石工品等製造業)	碎石製造業, 人工骨材製造業 石工品製造業, けいそう土・同製品製造業 鉱物・土石粉碎等処理業

議題2 別表4改正

<改正点>

水質汚濁防止法及び排水基準を定める省令の改正を受け，準拠した内容に改正するもの
別表4の1

<人の健康の保護に係る項目>

有害物質の種類	許容限度(mg/L)		環境省公布日
	<改正前>	<改正後(案)>	
カドミウム及びその化合物	0.1	0.03	平成26年11月4日
トリクロロエチレン	0.3	0.1	平成27年9月18日
1,1-ジクロロエチレン	0.2	1.0	平成23年10月28日
ほう素及びその化合物	新設	10 230(海域)	平成13年6月25日
ふっ素及びその化合物	新設(生活項目から移設)	8 15(海域)	平成13年6月25日
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	新設	100(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計)	平成13年6月25日
1,4-ジオキサン	新設	0.5	平成24年5月23日

議題2 別表4改正

別表4の2

＜生活環境の保全に係る項目＞

項目	許容限度(mg/L)		環境省公布日
	＜改正前＞	＜改正後(案)＞	
亜鉛含有量	5	2	平成18年11月10日
弗素含有量	15	削除(有害項目に移設)	平成13年6月25日

項目	改正内容	高知県清流保全条例改定日
但し書き	高知県清流保全条例の改定に準拠するもの (資料④ P. 4参照)	平成24年10月16日